

令和 7 年度
社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施結果

I 社会福祉法人

1 結果概要

法人指導監査は、社会福祉法人の運営等に特に大きな問題が見られない場合には、平成19年度から国の社会福祉法人指導監査要綱の改正に伴い2年に1回、その後、平成29年度の社会福祉法の改正等に伴い3年に1回に実施することとなった。

令和7年度については、指導監査対象の158法人に対して、実地により62法人について実施し、実施率は、39%となった。

2 文書指摘数

法人指導監査の結果についてみると、実施した62法人に対し、延べ34件の文書指摘を行った。

3 文書指摘内容（※ 詳細は別表1）

具体的な文書指摘内容について見てみると、定款変更の手続きが不適切や評議員会の招集が不適正など法人運営に関する指摘や、基本財産の管理運用が不適切や財産目録の作成が不適正など資産管理・会計管理に関する指摘が見られた。

◎ 法人指導監査の概況（主な経営施設等種別）

区 分	対 象 数	実施数	文書指摘 法人数	文書指摘延べ 件数
老人福祉施設	45	22	8	18
障害者（児）福祉施設	29	8	1	2
児童福祉施設	55	25	5	7
社会福祉協議会等	23	6	3	7
その他	6	1	0	0
計	158	62	17	34

※対象法人数：R 7. 4. 1 現在（休眠法人は含まない。）

※「その他」は、福祉団体等法人

(別表1)

社会福祉法人に対する主な文書指摘事項（件数）

区 分	計	老人	障害者（児）	児童	市町村協	その他	備 考
I 法人運営	13	9	1	3	0	0	
法人運営							
1 定款の状況	2	0	0	2	0	0	・定款変更の手続が不適切
2 内部管理体制	0	0	0	0	0	0	
3 評議員・評議員会の状況	5	4	1	0	0	0	・評議員の法律要件及び選任手続が不適切 ・評議員会の招集が不適正 ・評議員の員数が不適切
4 理事の状況	1	1	0	0	0	0	・理事の選任又は解任の手続が不備
5 監事の状況	0	0	0	0	0	0	
6 理事会の状況	4	3	0	1	0	0	・理事会の招集手続が不備 ・理事長等が職務執行状況の報告を未実施 ・理事会の議事録の作成、保存が不適正
7 会計監査人の状況	0	0	0	0	0	0	
8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬	1	1	0	0	0	0	・役員及び評議員の報酬等の支給が不適切
II 事業(実施状況)	0	0	0	0	0	0	
1 事業一般	0	0	0	0	0	0	
2 社会福祉事業	0	0	0	0	0	0	
3 公益事業	0	0	0	0	0	0	
4 収益事業	0	0	0	0	0	0	
III 管 理	21	9	1	4	7	0	
1 人事管理	0	0	0	0	0	0	
2 資産管理	5	1	0	3	1	0	・基本財産の管理運用が不適切
3 会計管理	10	5	0	1	4	0	・不適切な会計処理の実施 ・経理規程が未制定・不遵守 ・予算の執行及び資金等の管理に関する体制が未整備 ・注記による勘定科目と金額が計算書類と不整合 ・財産目録の作成が不適正
4 その他	6	3	1	0	2	0	・登記事項を期限までに未登記 ・随意契約が不適當
計	34	18	2	7	7	0	

Ⅱ 社会福祉施設等

1 結果概要

令和7年度における指導監査の対象施設数は、令和6年度の1,178施設から7施設増の1,185施設となった。

また、実地及び施設外での監査を実施した。

指導監査を実施した施設数は、令和6年度に比べ39施設増の840施設であった。全体の監査実施率は71%で前年度と比較して3ポイント増となった。

2 文書指摘数

指導監査を実施した840施設のうち、12%に当たる97施設に対し、延べ186件の文書指摘を行っており、前年度に比べ施設数で5施設、指摘件数で37件、それぞれ増となった。

3 文書指摘内容（※ 詳細は別表2、3、4）

指摘施設当たりの文書指摘件数は1.9件で、前年度と比べ0.3件増となった。

具体的な指摘内容について見ると、業務継続計画策定等の防災対策の充実や長期資金収支計画及び損益計算書等の事業収支計画に関する指摘や、乳幼児突然死症候群に対する注意等、健康管理・安全確保に関する指摘が見られた。

◎ 社会福祉施設等指導監査の概況（主な経営施設等種別）

区 分		対 象 数	実施数	文書指摘 施設数	文書指摘 延べ件数
老人福祉施設	特養・養護・軽費老人ホーム	216	81	6	11
	有料老人ホーム	252	92	29	96
障害者（児）福祉施設		109	69	5	5
児童福祉施設	次欄を除く施設	456	451	43	56
	認可外・へき地保育施設	152	147	14	18
計		1,185	840	97	186

※対象施設数：R7.4.1現在（休止中の施設は含まない。）

※へき地保育所：原則2年に1回実施

※有料老人ホーム：原則住宅型及びサ高住3年に1回、介護付4年に1回実施

(別表2)

社会福祉施設等に対する主な文書指摘事項（件数）

指 導 事 項	計	老人福祉施設	障害者福祉施設（児）	児童福祉施設	備 考
適切な入所者(利用者)処遇の確保	16	2	0	14	
・ 入所者(利用者)処遇の充実	14	1	0	13	・ 給食関係者の検便の実施状況 ・ こどもの事件や事故防止、健康管理に関する必要な措置の状況 ・ 事故防止の指針の整備、事故発生防止及び発生時の対応措置状況 ・ 健康診断の実施、結果の記録及び保管の状況
・ 入所者（利用者）の生活環境等の確保	2	1	0	1	・ 居室等の衛生管理等
・ 自立、自活等への支援援助	0	0	0	0	
・ その他	0	0	0	0	
社会福祉施設運営の適正実施の確保	56	9	5	42	
・ 施設の運営管理体制の確立	37	2	1	34	・ 管理規程、経理規程等の整備及び運用の状況 ・ 直接処遇職員等の配置基準に基づく必要な職員の確保の状況 ・ 運営費の適正運用及び弾力運用の状況 ・ 当期末支払資金残高の充当の状況
・ 必要な職員の確保と職員処遇の充実	6	0	1	5	・ 職員研修等資質向上対策の推進が不十分 ・ 給与規程等の各種規程の整備状況 ・ 職員への健康診断等健康管理の実施状況 ・ 通勤・住宅手当等の各種手当の規定及び支出の状況
・ 防災対策の充実強化	7	2	2	3	・ 業務継続計画、非常災害計画 ・ 防災対策への取組みが不十分
・ 秘密保持	0	0	0	0	
・ 事故発生時の対応	0	0	0	0	
・ 資産管理の状況	0	0	0	0	
・ 会計管理の状況	5	4	1	0	・ 経理事務処理が不十分 ・ 入所者預り金の取扱いが不適切
・ その他	1	1	0	0	
計	72	11	5	56	

※ 本表には、有料老人ホーム(96件)、認可外保育施設及びへき地保育所（18件）の指摘件数は含まない。

(別表3)

有料老人ホームに対する主な文書指摘事項（件数）

指 導 事 項	指摘 件数	備 考
1 届出等	1	・事業変更届
2 設置者	0	
3 立地条件等	0	
4 規模及び設備構造	3	・建築基準法、消防法関係 ・設備の基準
5 職員の配置等	11	・職員の配置 ・職員の研修 ・職員の衛生管理 等
6 事業の運営	54	・管理規程等の制定 ・業務継続計画の策定 ・緊急時の対応 ・衛生管理 ・高齢者虐待の防止 等
7 サービス	3	・食事サービス ・金銭管理 等
8 事業収支計画	13	・長期資金収支計画及び損益計画の不備
9 利用料等	0	
10 契約内容等	11	・重要事項の説明 ・事故発生の防止の対応 等
11 情報開示	0	
12 その他	0	
計	96	

※ 本表は、有料老人ホーム(住宅型介護付)、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅についての指摘件数

(別表4)

認可外保育施設及びへき地保育所に対する主な文書指摘事項（件数）

指 導 事 項	計	認可外保育施設	へき地保育所	備 考
1 保育に従事する者の数及び資格	0	0	0	
2 保育室等の構造設備及び面積	0	0	0	
3 非常災害に対する措置	1	1	0	・非常災害に対する具体的計画の策定・避難消火等の訓練の毎月1月以上の実施
4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	0	0	0	
5 保育の内容	2	2	0	・保育の内容 ・保護者との連絡 等
6 給食	0	0	0	
7 健康管理・安全確保	12	12	0	・乳幼児の健康診断 ・乳幼児突然死症候群に対する注意 ・安全確保
8 利用者への情報提供	2	2	0	・施設及びサービスに関する内容の掲示 ・サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付
9 備える帳簿	1	1	0	・在籍（利用）乳幼児に関する帳簿等の整備
計	18	18	0	